

選 択 約 款

(小型空調契約)

2022 年 4 月 1 日実施

金沢エナジー株式会社

目 次

1. 適用条件	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	2
6. 料金	2
7. 単位料金の調整	3
8. 名義の変更	4
9. 守秘義務	4
10. 選択約款に定めのない事項	4
附 則	5
別 表	6

小型空調契約

1. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合その他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、または電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力 105.5 kW（30USRT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場

合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

4. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款に基づき、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結していただきます。

(2) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約書に定めます。

① 契約期間満了時において、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。

② ①により契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。又、契約締結前の書面交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間並びに供給地点特定番号を記載いたします。

(3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款による契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による解約はこの限りではありません。

(4) お客さまが本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般ガス供給約款による契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、原則として、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増したものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表2の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまは、料金について、当社の指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）に、口座振替又は払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によります。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表2の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円}$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第3位の端数は切り捨てといたします。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

89,530 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(3)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたり液化天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及び同3か月間におけるトンあたり液化プロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、143,250円以上となった場合は、143,250円といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トンあたり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9273 \\ & + (\text{トンあたり液化プロパン平均価格}) \times 0.0775 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位のコロ額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくは本契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は本契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

9. 守秘義務

- (1) お客さまはこの選択約款の内容について守秘義務を遵守するものいたします。又、お客さま及び当社は、この選択約款に基づく本契約の内容及び契約の締結により知り得た相手方の情報について守秘義務を遵守するものいたします。
- (2) お客さま及び当社は、(1)の規定に反し、第三者に開示又は漏洩して相手方に損害を与えたときは、これを賠償しなければならないものいたします。

10. 選択約款に定めのない事項

- (1) この選択約款並びに本契約に定めのない事項については、一般ガス供給約款による他、双方協議して定めるものいたします。
- (2) 契約期間内に、一般ガス供給約款を改定した場合は、この選択約款及び本契約は改定後の一般ガス供給約款に準ずるものいたします。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、2022 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、2022 年 3 月 31 日まで金沢市ガス供給条例、金沢市ガス供給に関する規程、金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市ガス供給における選択供給条件に関する要綱（以下「条例等」といいます。）の適用があり、2022 年 4 月 1 日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、2022 年 4 月 1 日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算式）

料金＝条例等適用期間の早収料金＋この選択約款適用期間の早収料金

条例等適用期間の早収料金（1 円未満の端数は切り捨て）

$$= \text{条例等の基本料金} \times D_1 / D + \text{条例等の調整単位料金} \times V_1$$

この選択約款適用期間の早収料金（1 円未満の端数は切り捨て）

$$= \text{この選択約款の基本料金} \times D_2 / D + \text{この選択約款の調整単位料金} \times V_2$$

（備考）（以下(2)において同じ）

条例等適用期間＝料金算定期間の初日から 2022 年 3 月 31 日までの期間

この選択約款適用期間＝2022 年 4 月 1 日から料金算定期間の末日までの期間

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める日割計算の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日以下または 36 日以上ときは、上記算定式の D を 30 といたします。）

D_1 ＝D のうち 2022 年 3 月 31 日までの期間に属する日数

D_2 ＝D のうち 2022 年 4 月 1 日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V_1 ＝条例等適用期間の使用量（1 立方メートル未満の端数は切り捨て）

$$= V \times D_1 / D$$

V_2 ＝この選択約款適用期間の使用量

$$= V - V_1$$

- (2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、条例等適用期間及びこの選択約款適用期間の各々において適用する料金表の適用区分は、以下により判定いたします。

- ① 条例等適用期間については、次により算定した 1 か月の換算使用量により判定いたします。

$$1 \text{ か月の換算使用量} = V_1 \times D / D_1$$

- ② この選択約款適用期間については、次により算定した 1 か月の換算使用量により判定いたします。

$$1 \text{ か月の換算使用量} = V_2 \times D / D_2$$

別 表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料 金 表

(1) 適用区分

料金表A	その他期の使用量が48立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表B	その他期の使用量が48立方メートルを超え、331立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表C	その他期の使用量が331立方メートルを超える場合に適用いたします。
料金表D	冬期の使用量が48立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表E	冬期の使用量が48立方メートルを超え、331立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表F	冬期の使用量が331立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料 金 表

① 料金表A

イ 基本料金

1 か月につき	495 円 (税込)
	450 円 (税抜)

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	179.784 円 (税込)
	163.44 円 (税抜)

② 料金表B

イ 基本料金

1 か月につき	1,540 円 (税込)
	1,400 円 (税抜)

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	158.07 円 (税込)
	143.7 円 (税抜)

③ 料金表C

イ 基本料金

1 か月につき	9,900 円 (税込)
	9,000 円 (税抜)

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	132.891 円 (税込)
	120.81 円 (税抜)

④ 料金表D

イ 基本料金

1 か月につき	495 円 (税込)
	450 円 (税抜)

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	221.188 円 (税込)
	201.08 円 (税抜)

⑤ 料金表E

イ 基本料金

1 か月につき	1,540 円 (税込)
	1,400 円 (税抜)

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	199.485 円 (税込)
	181.35 円 (税抜)

⑥ 料金表F

イ 基本料金

1 か月につき	9,900 円 (税込)
	9,000 円 (税抜)

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	174.295 円 (税込)
	158.45 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(備考)

基本料金(税込)及び基準単位料金(税込)により早収料金及び遅収料金を計算した場合、別表1で算定した料金と異なることがあります。